

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市立養護老人ホーム条例（平成17年島田市条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場へ掲示し、並びに市の広報及びホームページへ掲載するものとする。

- (1) 島田市立養護老人ホームぎんもくせい（以下「養護老人ホーム」という。）の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
(平21規則14・一部改正)

(申請に関する書類)

第3条 条例第9条の申請書は、養護老人ホーム指定管理者指定申請書（様式第1号）とし、同条第1号の事業計画書は、養護老人ホーム事業計画書（様式第2号）とする。

2 条例第9条第2号に掲げる規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホームの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要とする書類
(平21規則14・一部改正)

(指定の通知)

第4条 市長は、指定管理者を指定するときは、養護老人ホーム指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

(平21規則14・一部改正)

(指定の取消し)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すときは、養護老人ホーム指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により当該法人等に通知する。

（平21規則14・一部改正）

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、市長と養護老人ホームの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 入所者の処遇に関する事項
- (4) 措置費（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による措置に要する費用をいう。）に関する事項
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (7) 個人情報の保護に関する事項
- (8) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

（平21規則14・一部改正）

(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、養護老人ホームの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（平21規則14・一部改正）

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、養護老人ホームの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第5条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 入所者の処遇状況（入所者数、入退所の状況、入所者の記録等）
- (3) 管理経費等の収支状況

(4) 前各号に掲げる事項のほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(平21規則14・一部改正)

(遵守事項)

第9条 養護老人ホームの入所者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を損傷しないこと。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平21規則14・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(島田市公印規則の一部改正)

2 島田市公印規則(平成17年島田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表15の項を削り、同表16の項中「14」を「13」に改め、同項を同表15の項とし、同表17の項中「15」を「14」に改め、同項を同表16の項とし、同表18の項中「16」を「15」に改め、同項を同表17の項とし、同表19の項中「17」を「16」に改め、同項を同表18の項とし、同表20の項形状別掲の欄中「18」を「17」に改め、同項を同表19の項とし、同表21の項中「19」を「18」に改め、同項を同表20の項とし、同表22の項中「20」を「19」に改め、同項を同表21の項とし、同表23の項中「21」を「20」に改め、同項を同表22の項とする。

別表第2の1一般公印の表中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。

(島田市職員職名規則の一部改正)

3 島田市職員職名規則(平成17年島田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「館長 寮長」を「館長」に、「業務員 支援員」を「業務員」に改める。

(島田市職員の給与に関する規則の一部改正)

4 島田市職員の給与に関する規則(平成17年島田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)行政職給料表備考中「、支援員」を削る。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄
この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
（平21規則14・一部改正）

養護老人ホーム指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地

名称

代表者の氏名

印

養護老人ホームの指定管理者の指定を受けたいので、島田市立養護老人ホーム条例第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 養護老人ホーム事業計画書 2 養護老人ホームの管理に関する業務の収支予算書 3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 （法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの 6 その他

様式第2号（第3条関係）
（平21規則14・一部改正）

養護老人ホーム事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所在地		運営開始年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			
3 管理運営について (1) 職員の配置等について (2) 年間の自主事業について (3) 入所者等の要望の把握について (4) 苦情処理について			
4 養護老人ホームの入所者に対する適切な処遇及び施設の健全な環境の保持を図るための計画について			
5 個人情報の保護の措置について			
6 緊急時の対応について (1) 防犯及び防災の体制について			

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特記すべき事項があれば記入してください。

様式第3号（第4条関係）
（平21規則14・一部改正）

養護老人ホーム指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長 印

島田市立養護老人ホーム条例第9条の規定により、養護老人ホームの指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
-------	-----------------

様式第4号（第5条関係）

（平21規則14・平28規則10・一部改正）

養護老人ホーム指定管理者指定取消通知書

第 年 月 日 号

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長 印

次に掲げる理由により、養護老人ホームの指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

（注） この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。